

第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会（第1回）

■ 日 時	平成25年8月22日（木）午後7時～
■ 場 所	クリーンセンター3階 見学者ホール

議 事

1. 委嘱状交付等、会長・副会長選出
 - ・委嘱状交付
 - ・新委員の挨拶（第三期協議会から参加の委員）
 - ・会長・副会長選出

2. 第三期施設・周辺整備協議会の設置について

資料1

第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会の設置について

3. 建築デザインについて
 - ・事業者出席者紹介
 - ・事業者提案説明について（事業者説明）
 - ・施設デザインコンセプト（案）について
 - ・質疑・意見交換

資料2 事業者提案説明書

資料3 施設デザインコンセプト（案）

4. その他
 - ・今後のスケジュール

第三期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会の設置について

1 設置目的

新武蔵野クリーンセンター(仮称)の整備にあたり、以下の事項について協議を行い、市長へ報告する。

- (1) 新施設の備えるべき機能に関する事項。
- (2) 新施設の周辺地域のまちづくりに関する事項。
- (3) その他市長が必要と認める事項。

2 委員構成

委員構成は別紙のとおり。

今期の協議会においては、事業者が詳細設計を進めるにあたり、事業者提案の建築デザイン(煙突を含む)について、限られた期間内で協議・確認を行う必要がある。建築デザインについては、第二期の協議会における検討結果を「建築デザイン方針」として要求水準書に反映させているため、これまでの検討経緯を理解している第二期の協議会委員の再任を基本とすることとした。

3 設置期間

委員委嘱又は任命の日(8月22日)から平成26年3月31日まで

4 設置要綱

別紙のとおり。

5 スケジュール(案)

年	月	協議事項	備考
H25	8	第三期協議会設置 第1回 委員委嘱、建築デザインについて	
	9	第2回 建築デザインについて 第3回 建築デザインについて	
	10		詳細設計開始
	11	第4回 エコプラザ・周辺整備課題整理	
	12～	エコプラザ検討のワークショップ等	12月:詳細設計完了
H26	3	報告書の提出	
H26		第4期協議会(26年度～)の設置 ⇒エコプラザの検討(運営・機能等) (団体ヒアリング、ワークショップ等) ⇒周辺整備の具体化	庁内ワーキング設置

別紙:委員構成

第三期 新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会

学識経験者 (2人以内)	東京学芸大学名誉教授	小澤紀美子
	武蔵野大学環境学部准教授	水谷 俊博
周辺住民	吉祥寺北町五丁目町会(4人以内)	高橋 健一
		高橋 豊
		早川 峻
		村井 寿夫
	緑町三丁目町会(4人以内)	塩澤 誠一郎
		藻谷 征子
		島 英二
		押元 正樹
	緑町二丁目三番地域住民協議会(4人以内)	木村 文
		興梠 信子
		千綿 澄子
		(欠員)
コミュニティ協議会	けやきコミュニティ協議会(2人以内)	島森 和子(兼任)
		高石 優
	緑町コミュニティ協議会(2人以内)	越智 征夫
		山崎 君枝
緑懇話会(2人以内)		岡田 敬一
		平田 昭虎
クリーンむさしのを推進する会(1人)		新垣 俊彦
武蔵野市商店会連合会(1人)		金子 和雄
武蔵野市コミュニティ研究連絡会(1人)		島森 和子(兼任)
行政(1人)	環境部参事	木村 浩

第三期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会設置要綱

(設置)

第1条 新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画に基づく新武蔵野クリーンセンター(仮称)(以下「新施設」という。)の建替えにあたり、新施設が備えるべき機能、周辺地域のまちづくり等について必要な事項を協議するとともに、周辺地域の住民の意見を反映するため、第三期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 新施設が備えるべき機能に関する事項
- (2) 新施設の周辺地域のまちづくりに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新施設について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ市長が指名する。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成26年3月31日までとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条の規定に基づき、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、環境部クリーンセンターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

学識経験者 2人以内
吉祥寺北町五丁目町会を代表する者 4人以内
緑町二丁目三番地域住民協議会を代表する者 4人以内
緑町三丁目町会を代表する者 4人以内
けやきコミュニティ協議会を代表する者 2人以内
緑町コミュニティ協議会を代表する者 2人以内
緑懇話会を代表する者 2人以内
クリーンむさしのを推進する会を代表する者 1人
武蔵野市コミュニティ研究連絡会を代表する者 1人
武蔵野市商店会連合会を代表する者 1人
環境部参事 1人

第三期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会実施要領(案)

(目的)

第1条 この要領は、第三期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会(以下「協議会」という。)の会議の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 協議会の庶務は、環境部クリーンセンターが行う。

(会議の公開)

第3条 会議及びその議事録は、公開とする。ただし、協議会の決定により、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(傍聴)

第4条 傍聴人の定数は、原則として20人とする。

2 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が、職務執行上支障があると認める者

4 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。

(2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

5 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に協議会の許可を得た者は、この限りでない。

6 傍聴人は、協議会の会議を非公開とする協議会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

7 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

8 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、協議会の会長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の記録)

第5条 事務局は、会議の議事録を作成しなければならない。

2 会議の議事録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事の件名及び概要並びに議決事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

3 議事録は、市政資料コーナーと市ホームページ、ならびに武蔵野クリーンセンター管理事務所にて公開しなければならない。

付 則 この要領は、平成 25 年8月 22 日から施行する。